

令和6年9月17日

太子町長 沖汐 守彦 様

太子町行財政審議会

会長 堂本 正広



水道料金の改定について（答申）

令和6年6月11日付け太上下水第270号で諮問のあった標記の件について、本審議会における審議の結果、下記のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

近年の水道事業は、管路の老朽化や災害対策のほか、物価上昇等による費用負担が増加する一方で、人口減少や節水機器の普及などにより収益の大宗をなす水道料金の減少が続き、厳しい事業経営に陥ると予測される。このため、将来にわたり安定的な事業運営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した。

2. 審議経過

事務局より提示された資料を基に、水道料金改定の必要性や、適正な水道料金の水準などについて検討した。

第1回審議会（令和6年6月11日）

水道事業の運営に必要な資金や収益の現状と見通し、水道料金改定の必要性や考え方などの説明を受けた。これに対して、他団体との比較や防災対策の実情などについて質疑を行った。また、水道事業の実情を利用者に分かりやすく周知する手法の検討を求めた。

第2回審議会（令和6年7月24日）

第1回審議会での意見等を踏まえた水道料金の改定案や、将来的な基本料金における使用水量の見直し、段階的な料金改定の必要性等の説明を受け、その内容についての質疑を行った。安定した事業運営資金の確保と水道料金改定に伴う負担のバランスについて議論した。

第3回審議会（令和6年9月17日）

第2回審議会の審議結果を基に事務局から提示のあった水道料金の改定案（料金表）のほか、今後の改定作業のスケジュールや住民周知の方法などについて説明を受け、質疑を行った。

3. 審議結果

上記の審議経過を踏まえ、以下の意見を付し、原案のとおり改定することが適当である。

- (1) 水道事業の効率的な運営と経費の節減に向け、最大限努力すること。
- (2) 災害に強い安心・安全な水道水の供給ができるよう、施設や管路の適正な管理・更新に努めること。
- (3) 物価・金利等の動向に応じて経営を見通し、世代間で公平な費用負担となるよう、定期的な水道料金改定の検討を行うこと。
- (4) 水道料金の改定に当たっては、広報やホームページ等で分かりやすく周知するなど、利用者の理解を得るよう努めること。

4. 改定額（原案）について

今回の水道料金改定にあたり、基本料金及び超過料金については以下のとおりとする。

単位：円（税抜）

水道料金（1ヶ月につき）				
	使用水量	現行	改定後	上昇率（%）
基本料金	10 m ³ まで	900	1,250	38.89%
超過料金 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	100	135	35.00%
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	105	140	33.33%
	50 m ³ を超え 80 m ³ までの分	110	150	36.36%
	80 m ³ を超える分	120	160	33.33%

平均改定率 36.35%